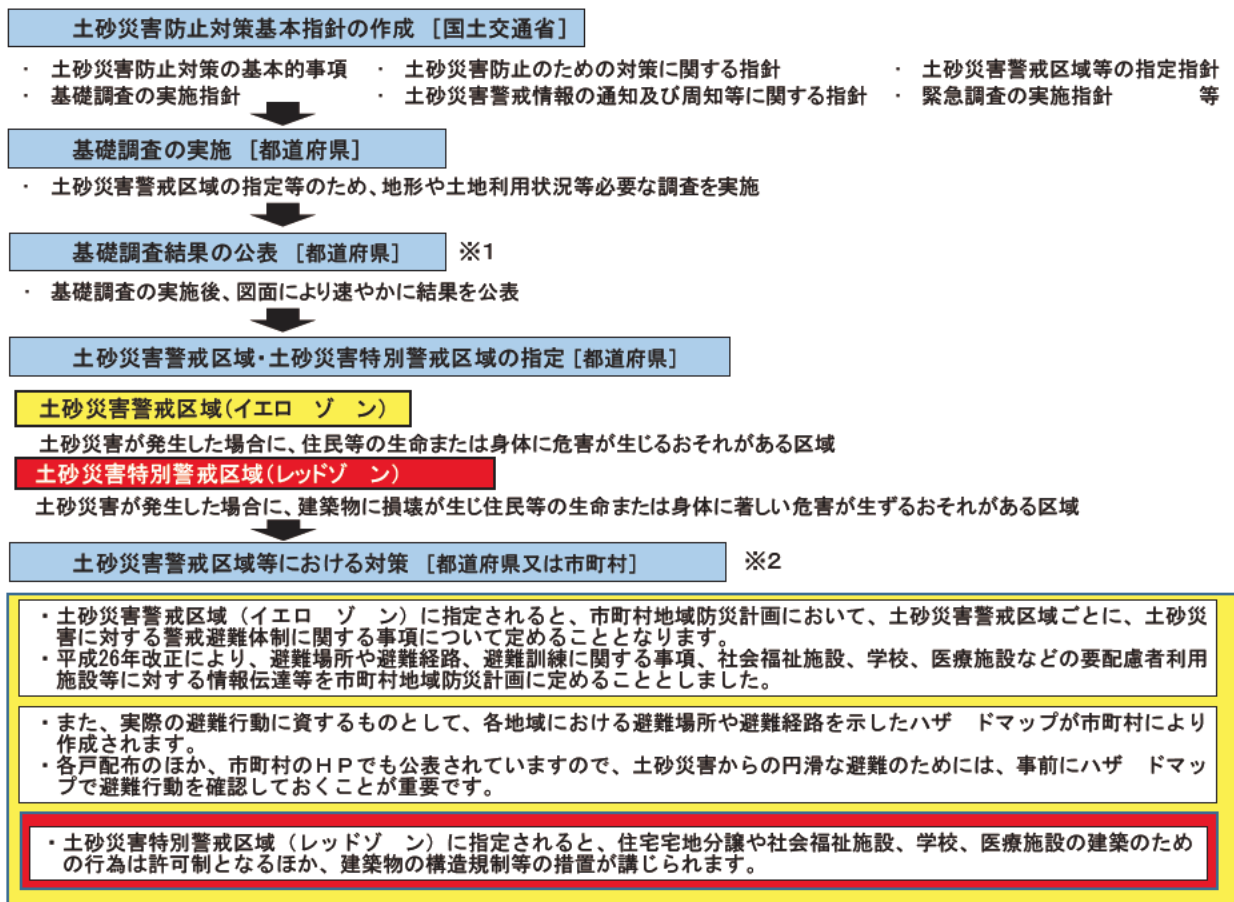


11 土砂災害防止法

土砂災害防止法とは、正式名称を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といい、土砂災害から住民の皆さんの生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。(平成13年4月1日施行)

■土砂災害防止法に基づく取り組み

国土交通省HPより引用



※1 基礎調査結果の公表

※平成26年改正により新たに措置

住民に土砂災害の危険性をより早期に認識してもらい、区域指定を促進するため、平成26年改正法により区域指定前の基礎調査の結果の段階で公表することとされました。基礎調査の結果は、防災砂防課のホームページ、県庁・各建設事務所・各市町などで公表しています。

